

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成26年3月31日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	岡 南 均
同	吉 本 八 恵

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

市民環境部 市民生活課、さわやか窓口相談室、市民協働課、人権推進課、文化振興課、住民課、環境保全課、市民環境政策課、環境施設整備室、東部環境事業所（業務課、施設課）、西部環境事業所（業務課、施設課）、消費生活センター、隣保館、葬斎場、支所（多家良、不動、入田、上八万、川内、応神、国府、北井上）

2 対象期間等

平成25年4月1日から12月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成26年1月21日から3月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務については、契約の方法、手続、締結及び履行、財産管理事務については、公有財産の使用許可及び貸付け手続を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

市民環境部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

1 収入事務

納入通知書において、納入期限の設定がされていないものがあった。

2 支出・契約事務

契約書等における収入印紙の貼付額、消印が適正でないものがあった。

請書又は契約書が作成されていないものがあった。

予定価格が徳島市契約規則に定める額を超えているが、随意契約としているものがあった。

3 財産管理事務

公有財産台帳(副本)が整備されていないものがあった。

行政財産の目的外使用許可において、決裁書に根拠法令、許可理由等の記載がないものがあった。

行政財産の目的外使用料の算定が適正でないものがあった。

普通財産の貸付において、決裁書に減額貸付の根拠等の記載がないものがあった。

4 その他

出勤簿に押印のないものがあった。